

一般財団法人大阪建築技術協会

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女を問わず仕事と生活の調和を図ることのできる働きやすい職場環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和8年4月1日～令和12年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1 (女性活躍推進法に基づく目標、次世代育成支援対策推進法に基づく

男女ともに育児休業取得率*を100%にする。
男性の育児休業取得期間を「連続1か月以上」とする。

※取得率＝利用者数/対象者数

<実施時期・取組内容>

- ・令和8年4月～ 全職員に向けたわかりやすいリーフレット等を作成
- ・令和8年6月～ 全職員に対し、育児休業取得に対する再周知
男性職員には、配偶者の妊娠報告があった時点で上司又は人事担当者が個別に面談を実施するなど、育児休業を取得しやすい環境整備を整える
- ・令和8年10月～ 育児休業者への復職支援プランを策定
- ・令和9年1月～ 管理職研修「育児マネジメント」を実施

目標2 (次世代育成支援対策推進法に基づく目標)

全職員の時間外労働の月平均時間を10時間未満とする。

<実施時期・取組内容>

- ・令和8年6月～ 時間外労働の実態調査
- ・令和8年9月～ 時間外労働の平準化が促進するための予備調査
- ・令和8年12月～ 時間外労働の平準化に向けた取り組みを策定